

正 本

広島地方裁判所三次支部令和4年(ワ)第14号 損害賠償請求事件

令和4年11月21日 広島地方裁判所三次支部 御 中

原 告 高野邦夫

被 告 国

準 備 書 面 (2)

記

第一. 始めに

1. 以下においては、原告を単に私、被告国を単に国、広島地方裁判所三次支部平成30年(ワ)第19号損害賠償請求事件(甲第1号証)を前訴、前訴で問題となった庄原警察署宛告訴(状)を前告訴(状)1、検察官宛の告訴(状)を前告訴(状)2、前告訴(状)1,2の被告訴人津田廣夫を廣夫、廣夫の行った邸宅侵入・傷害事件を前事件、庄原区検察庁副検事牛尾昌伸(平成29年12月14日当時)を牛尾副検事、不受理とされた告訴(状)を本件告訴(状)、庄原簡易裁判平成29年(ハ)第8号事件を他訴1、庄原簡易裁判平成29年(ハ)第14号事件を他訴2、その他の用語については随時補充いたします。なお引用法令は主として模範六法2021年版(電子版)からコピーし、貼付けしたものです。

第二. 第2回口頭弁論期日呼出状について

1. 赤下線を付した部分の趣旨ないし意味が不分明(特に反論はしないという点)ですので、国に釈明を求めます(求釈明)。

令和4年11月21日午前11時00分の弁論準備手続期日及び弁論準備手続に付する旨の決定が取り消されました。これは、被告において原告準備書面に対する反論の要否を検討したところ、反論はしないこととなったため、口頭弁論期日で手続を進めることとなったものです。

なお、上記期日に差し支えがある場合には、当職までご連絡ください。

2. なお牛尾副検事が何故このような私文書偽造・虚偽公文書作成を行ったかについては、詳細な主張・立証の用意がある事を附記いたします。
3. 因果関係は連綿と連なり、秋霜烈日・公益の代表者であるべき牛尾副検事の所為により、廣夫の無分別廃棄物不法焼却は、崇教真光庄原お浄め所からの持込ゴミを主として、今なお継続されています。これは本件では事情でしかありませんが、結果が公益を害し続けている事は明らかです(甲第12号証)。
4. 廣夫夫婦の入信する崇教真光教団の集会から出る廃棄物(ゴミ)は、事業系ゴミである。事業系ゴミを持ち帰り(運搬)不法焼却する行為は、一般家庭ゴミの不法焼却と比して罪状及び罰則も重い。

Q 事業系ゴミとは

事業系ゴミは、会社やお店など、事業活動によって発生する廃棄物のことです。一般の家庭から発生するゴミと区別されています。

事業活動には、官公署や病院、学校などの公共サービスや非営利団体なども含まれます。また、事業系ゴミは、「産業廃棄物」と「事業系一般廃棄物」の2種類があります。産業廃棄物は、事業活動によって発生した法令で定める以下の20種類です。

5. なお参考までに甲第13号証を提出します。故安倍晋三元総理大臣が、廣雄夫婦と同じ崇教真光の信者であった事実が興味深いですね。

第三. 結語

最も重要点だけ抽出して述べた準備書面(1)を補充しましたが、牛尾副検事の犯罪行為の主観的嫌疑は、客観的嫌疑にまで高まっている状態です。公権力の国民の権利侵害から最終的に救済出来るのは、裁判所であり、またその使命でしょう。従って十分な審理が必要と思料するところです。

以上原告 高野 邦夫(コウノクニオ)